

6 福薬業発第 2 5 1 号
令和 6 年 9 月 1 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和 6 年度医薬品価格調査の実施について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本調査は市場実勢価格を把握し、薬価基準の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されます。

調査対象に選定された保険薬局から照会を受けた場合などには、迅速かつ的確な回答が行われるようご協力をお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 218 号
令 和 6 年 9 月 12 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

令和6年度医薬品価格調査の実施について

標記について、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官より別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

医薬品価格調査は、市場実勢価格を把握し、薬価基準の改正の基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。

同調査は、販売サイド（医薬品卸売販売業者）および購入サイド（保険医療機関、保険薬局）に対して実施されるもので、購入サイドである保険薬局については、層化無作為抽出された約520施設を対象に調査票が送付されており、令和6年9月取引分の医薬品価格を調査票に記入の上、同年10月21日（月）までに提出するよう求められています。

貴会におかれましても、これら調査の趣旨をご理解いただき、調査客体となった会員の薬局から問い合わせがあった場合などには、迅速かつ的確な回答が行われますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(別添)

・令和6年度医薬品価格調査の実施について

(令和6年9月6日付け産情発0906第1号、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官)



産情発 0906 第 1 号

令和 6 年 9 月 6 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官



令和 6 年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和6年9月取引分の薬価基準に記載されている全ての医薬品

3 調査項目

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

4 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により3分の2の抽出率で抽出された営業所等を対象

調査客体数 約4,400 客体

(2) 購入サイド調査

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により40分の1の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 約200 客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により400分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

調査客体数 約260 客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 約520 客体

5 調査票の配布時期

令和6年9月中旬から下旬にかけて調査票を配布予定

6 提出期限

(1) 販売サイド調査: 令和6年10月21日(月)

(2) 購入サイド調査: 令和6年10月21日(月)

7 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票を配布する。

イ 調査客体が調査票に必要事項を記入する。

ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票を回収する。

エ 厚生労働省が調査票を集計する。